

現 場 説 明 書

1. 工事名

観音沢林業専用道格上新設工事

2. 現場説明会

本工事内容は、入札説明書、工事請負契約書案、中部森林管理局競争契約入札心得、図面、仕様書、特記仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

3. 仕様書等に対する質問及び回答について

(1) 質問書提出期限

入札説明書 9. (1) の①に同じ

(2) 質問書提出場所

入札説明書 3. (11) の①に同じ

(3) 回答書閲覧期間

入札説明書 9. (2) の①に同じ

(4) 回答書閲覧場所

入札説明書 3. (11) の①に同じ

4. 私的独占の禁止について

この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

5. 一次下請業者への支払について

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

6. 低入札価格調査対象工事における前金払の縮減について

低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

7. 一次下請契約等から社会保険等未加入建設業の排除等について

工事施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約を締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としてはならないこととなり、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認し、下請契約の相手方が社会保険等未加入建設業者である場合は、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面の提出を求め、必要な場合にはヒアリングを実施し、特別の事情を有しないと認めた場合等は、制裁金を請求することになる。

説 明 事 項

1. 施工場所及び施工位置

工事現場は、別紙現地案内図等のとおり

2. 工事用地

工事に必要な運搬施設、架設物材料置き場等の用地は、発注者において確保してある。

また、国有林においては、材料置き場等施設の利用承認の時期は請負契約の締結を持って承認したものとするが、実施にあたっては発注者、受注者協議のうえ具体的に現地において決定するものとする。

なお、その他の用地使用等の必要が生じた場合は、土地使用者の承諾を得ることとする。

3. 工事支障木

工事施工に伴い発生する支障木は、

☐ 処理済みである。

☒ 未処理である。

未処理の場合、伐採処理費は当該工事費に

☐ 計上している。

☒ 計上していないため、支障木が発生した場合は、処理方法も含め監督員と協議し、設計変更の対象とする。

4. 使用機械

掘削、排土、残土等に使用する機械及び機種は、工事の規模及び林地等自然環境保全を考慮した機種を選ぶこととする。

5. 林地保全等

現地は「水源涵養保安林」であり施工に際しては、切取等による林地破壊、盛土法尻の端末処理、余切等林地保全について特に留意し、他からの批判を招かないこととする。

6. 安全管理

(1) 施工にあたっては、特に労働安全衛生法第3条に基づく労働災害防止等に努めることとする。

(2) 工事資材運搬にあたっては、道路交通法を遵守し、特に過積載による違法運行の無いよう努めることとする。

(3) 降雨・悪天候時の通勤にあたっては、十分安全に配慮し交通災害防止に努めることとする。

(4) 支障木を処理する場合は、関係法令を遵守し、労働災害の防止に努めることとする。

7. 諸法規の遵守

諸法規、特に建設業法、火薬類取締法及び同規則、労働安全衛生法及び同規則、危険物取扱規則、労働基準法等については遵守すること。

8. 火災防止

作業現場及び現場事務所等における火気の取扱については、十分注意し火災防止につとめることとする。

9. 契約の保証について

(1) 落札者（又は契約の相手方）は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行伊那支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「南信森林管理署 歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 井口 智」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行伊那支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「南信森林管理署 政府保管有価証券取扱主任官 総括事務管理官 井口 智」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入を行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官 南信森林管理署長 久保 芳文」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
 - (カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。
 - (ク) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとすること。
- ④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
 - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 南信森林管理署長 久保 芳文」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (オ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - (カ) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 南信森林管理署長 久保 芳文」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (カ) 保険期間は、工期を含むものとすること。
 - (キ) 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

10. 中間前金払と既済部分払の選択について

請負代金額が1,000万円以上であって、かつ、工期が150日以上工事（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、いずれかの年度の出来高予定額が1,000万円以上であって、かつ、その年度の工事実施期間が150日以上工事）については、中間前金払と既済部分払のいずれかを選択するものとする。工期180日を越えるものについて既済部分払を選択した場合は、出来高部分払方式を採用する。

なお、その選択については、落札決定後、工事請負契約書の案を提出するまでに申し出るものとし、その後においては変更することはできない。

また、当該工事は、未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡の申請を行う（工事の完了が見込まれる年度に限る）ことが可能な工事であるが、中間前金払又は既済部分払が支払われたものについては申請ができない。

なお、債権譲渡申請が承諾された以降は、中間前金払や既済部分払を請求することができず、その後においては変更することができない。

11. その他

(1) 工事に係る共通単価の補正事項は下記のとおり

補 正 項 目	補正の有無	摘 要	
労賃の通勤補正	無	補正率	1.00
生コンの山間割増	無	km	
骨材の山間割増	無	km	
小型車割増			

(2) 公共事業労務費調査について

本工事が公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、調査表の提出及び事後における訪問調査、指導の実施に協力すること。

(3) グリーン購入法について

本工事が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく「特定調達品目調達取りまとめ」の対象工事に該当する場合は、調査票を提出すること。

(4) 建設工事に係る資材の再資源化等について

本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事

☐はない。

☒あるため、工事請負契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処理施設等を参考に積算した上で入札すること。

また、落札者は同法第12条第1項の規定に基づき、落札決定後工事請負契約書に記載する分別解体等の方法について、説明書により発注者に説明するとともに協議を行うものとする。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」にお

いて明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化(請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等)、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等に努めること。

(6) 建設業退職金共済制度

- ① 建設業退職金共済制度（以下建退共制度という。）の加入促進及び履行確保を図り、加入した場合は工事契約締結後一ヶ月以内に建退共制度の発注者用掛金収納書（以下収納書という。）を提出すること。

なお、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を、あらかじめ書面により申し出ること。

- ② ①の申し出をした場合及び請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- ③ 共済証紙の購入状況の把握等で必要があるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求める場合がある。

- ④ 購入した共済証紙は、対象労働者の共済手帳に遅滞なく貼付すること。

- ⑤ 下請契約を締結した場合は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付するか、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入し、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

なお、下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務処理を下請業者からできる限り受託すること。

(7) 仮設工および積上げ共通仮設費について

当該工事に係る仮設工および積上げ共通仮設費の内訳は、別添の積算公表内訳書のとおりである。

(8) 工期に係る余裕期間について

- ① 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、平成29年1月12日(工事着手日の前日)まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間内の技術者の配置は要しないものとする。

また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。

- ② 余裕期間内に施工体制の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。

なお、協議の際には、施工計画書の変更にに基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。

(9) 三者会議について

本工事は、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的とした三者会議の対象工事で

☒はない。

☐あり、詳細については特記仕様書によるものとする。